

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (法制文書課)	25
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (道立病院室)	25
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (健康安全局)	26
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農業施設管理課)	26
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	26
○道営土地改良事業計画の決定…………… (農業施設管理課)	26
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	26
○土地改良事業の工事の完了の届出…………… (農業施設管理課)	27
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	27
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	27
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	27
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	27
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (技術管理課)	27
○海岸保全区域の指定の一部改正…………… (砂防災課)	28
道収用委員会告示	
○裁決手続開始の決定……………	28

告 示

北海道告示第256号
次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成23年4月12日
北海道知事 高橋 はるみ

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
総合文書管理システム運用・保守業務 一式
- 随意契約の相手方を決定した日
平成23年3月18日

- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 富士電機システムズ株式会社
(2) 住 所 東京都品川区大崎1丁目11番2号
- 随意契約に係る契約金額
46,935,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総務部人事局法制文書課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第257号
次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成23年4月12日
北海道知事 高橋 はるみ

- 随意契約に係る物品等の名称(1リットル当たりの単価)及び調達予定数量
重油(JIS 1種2号) 1,659,000リットル
- 随意契約の相手方を決定した日
平成23年3月23日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 釧路アポロ石油株式会社
(2) 住 所 釧路市宝町2番2号
- 随意契約に係る契約金額
75円40銭
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道保健福祉部医療政策局道立病院室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第258号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 落札に係る物品等の名称（1検体当たりの単価）

牛海綿状脳症診断用酵素抗体反応キット（テセーBSE（180検体以上のBSEテストサンプルシリンジ及びキャリブレーションニードルを含む。））

(2) 数量（調達予定数量）

20万5,040検体分（牛20万3,500頭分及びめん羊又は山羊を合わせた1,540頭分）

2 落札を決定した日

平成23年3月31日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 北海道和光純薬株式会社

(2) 住所 札幌市北区北15条西4丁目1番16号

4 落札金額

242円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成23年2月18日付け北海道告示第97号及び平成23年3月4日付け北海道告示第131号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道保健福祉部健康安全局

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第259号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、静内町土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があった。

平成23年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日 理事・監事の別 氏名 住所

平成23.3.31 理事 藤川松男 日高郡新ひだか町静内豊畑215番地

北海道告示第260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区

の定款の変更を認可した。

平成23年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日 土地改良区名

平成23.3.31 芦別市土地改良区

同 神竜土地改良区

同 北竜土地改良区

同 知内土地改良区

北海道告示第261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成23年4月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名 事業の種類 縦覧場所

岩幌中 農用地改良保全施設 北海道空知総合振興局

新赤川東 農業用排水施設、暗渠排水、区画整理 同

北竜北 同 同

宮村 農業用排水施設、区画整理 同

清幌 同 同

大夕張 農業用排水施設 同

恵岱別 同 同

美葉牛 同 同

新十津川 同 同

美幌田中 客土、暗渠排水、区画整理、除礫 北海道オホーツク総合振興局

北海道告示第262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（札内川左岸地区畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成23年4月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、鹿追町の行う土地改良（笹川地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金〔基盤整備〕（農業用道路））事業の工事を平成23年3月22日に完了した旨の届出があった。

平成23年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第264号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成23年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 夕張市昭和2の9（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第265号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 山越郡長万部町（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第266号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成23年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 石狩市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
石狩市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第267号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を遠別町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成23年農林水産省告示第599号のとおりである。

平成23年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者
天塩郡遠別町字共栄126所在の森林について所有権を有する 高野 真美
天塩郡遠別町字共栄318の1、319の1所在の森林について所有権を有する

石田 みよ子

北海道告示第268号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成23年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成23年度工事施工情報共有ほか運用業務 一式
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
平成23年3月30日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏名 財団法人北海道建設技術センター
イ 住所 札幌市東区北33条東1丁目1番地1号
- (4) 随意契約に係る契約金額
64,260,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (6) 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 2 (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成23年度北海道土木工事設計積算電算システム及び入札契約総合管理システム運用業務ほか 一式
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
平成23年3月30日
- (3) 随意契約相手方の氏名及び住所
ア 氏名 株式会社HBA
イ 住所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- (4) 随意契約に係る契約金額
77,099,400円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (6) 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道建設部建設管理局技術管理課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第269号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

4 石狩湾沿岸海岸保全区域の表石狩湾沿岸の(3)余市海岸の余市町の項海岸保全区域の欄中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項から5の事項までを1事項ずつ繰り上げる。

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成23年4月12日

北海道収用委員会会長 山 口 均

- 1 事 件 名
平成23年（収）第1号札幌圏都市計画道路事業（3・3・3号北3条通）収用事件
- 2 起業者の名称
札幌市
- 3 事業の種類
札幌圏都市計画道路事業（3・3・3号北3条通）
- 4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所 在	地 番	地 目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 ・受付番号	種類

札幌市中央区北二条東九丁目	13番35	宅 地	145.45	144.71	18.18	エム・エム企画株式会社	札幌市北区北八条西三丁目28番 (ただし、土地の登記記録上は、札幌市西区西町北十四丁目1番15号)	なし	なし	なし	なし
---------------	-------	-----	--------	--------	-------	-------------	------------------------------------------------------	----	----	----	----

5 裁決手続開始決定の日
平成23年4月1日
